

索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 医王アローザ株式会社（以下「当社」という。）の経営する索道事業に関する運送規約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(輸送の引き受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合を除いて、旅客の輸送を引き受ける。

(輸送の引き受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号に該当する場合、旅客の運送の引き受けを拒絶する。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) 当該運送が法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反するとき。
- (3) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (4) 天災その他やむを得ない事由の運送上支障のあるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、正当な事由のあるとき。

(リフト券の発売)

第5条 リフト券を券売所等において発売する。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有し、汚損はなほだしく券面表示事項の判断が困難となったリフト券、又は旅客その他のものが故意に改変したリフト券は無効とする。

(リフト券の提示及び入鉢)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認、入鉢または回収する。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃ならびに適用方法は、運輸局長に届け出受理されて実施している別掲運賃表及び適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等当社の責任において必要な処置を行う。

(運賃の払い戻し)

第10条 天災又は当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払い戻しを行う。

ただし、風雨時の一時的な運転中止は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗車したときに始まり、下車したときをもっておわる。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 飛び降りる行為
- (2) 搬器を揺さぶる行為
- (3) 普通索道（ゴンドラリフト）搬器内に別表に掲げる危険品を持ち込む行為
- (4) その他安全輸送を妨げる行為

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

但し、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基いて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じたスキーその他の携帯品等の滅失又は棄損による損害については、これを賠償する責任を負わない。

ただし、その滅失又は棄損が当社の過失によるものであるときはこの限りではない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときはその旅客に対しその損害の賠償を求める。

付則

1. この運送約款は平成8年12月26日より実施する。

別表

1. 火薬類（火薬類取締法）昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類をいう。
2. 100グラムを超える玩具用煙火
3. 揮発油、灯油、アルコール、二酸化炭素その他引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）
4. 100グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロセルロースを主たる材料とした生地製品・半製品及びくずをいう。）
5. 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の爆発性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質
6. 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
7. 高压ガス（高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガスをいう。）
8. クロロピリン、メチルクロライド、液体青酸クロロホルム、ホルマリンその他の有毒ガスを発生する恐れのある物質
9. 500グラムを超えるマッチ
10. 電池（乾電池を除く。）
11. 全各号に掲げるもののほか、他の旅客に危害を及ぼす恐れのある物質